

議案第30号

久喜市スポーツ推進審議会条例の一部を改正する条例

久喜市スポーツ推進審議会条例(平成27年久喜市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第8条中「教育委員会生涯学習課」を「教育委員会スポーツ振興課」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和2年2月10日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

令和2年4月1日付け組織機構改革に伴い、久喜市スポーツ推進審議会の担当部署を改正したいので、この案を提出するものであります。